

経 営 の 状 況

(24年9月末)



愛媛県信用漁業協同組合連合会

1. 事業の概況

県下の漁業を取り巻く環境は、一部の魚種で魚価の安定がみられるものの、全般的には漁業資源の減少、漁業者の高齢化等、慢性的な諸問題により厳しい状況が続いている中で、今夏、宇和海で発生した赤潮被害は、漁家経営の継続を危ぶませる影響を与えております。

このような状況の中、JFマリンバンクでは、JFグループ全体の新運動方針における信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)を確実なものにする為、経営健全性の一層の強化に取り組んでおり、愛媛県らしい金融サービスを提供できるよう「平成25年度末信用事業協同体(統合信漁連)実現」に向けて、取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

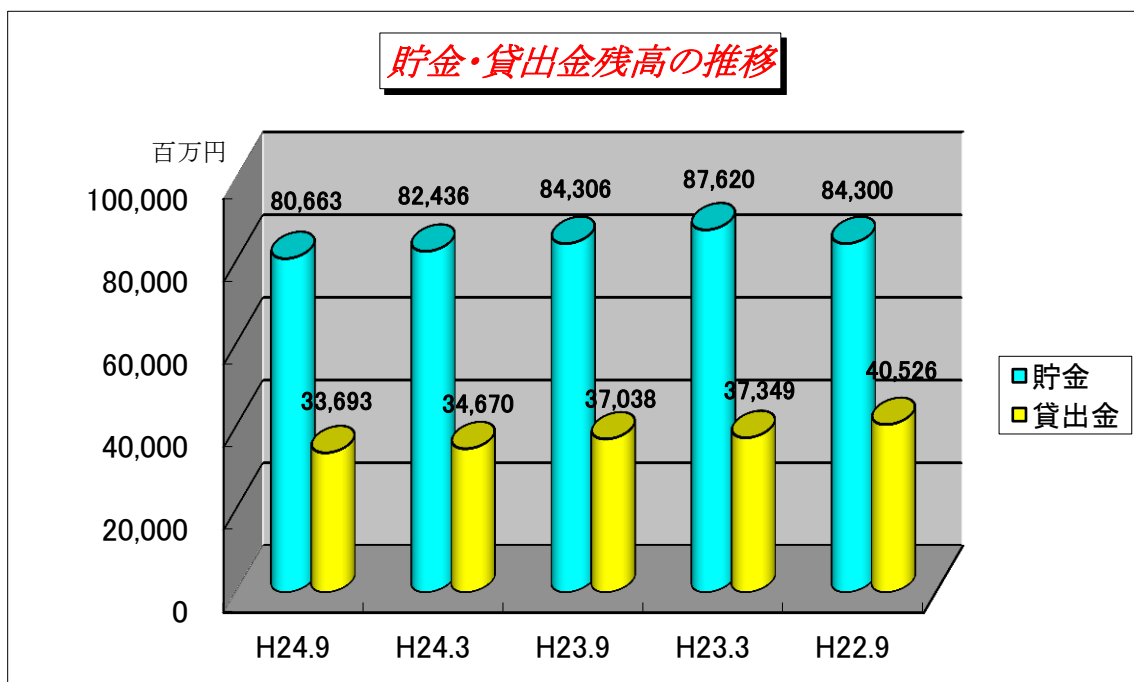
○貯金

貯金は、9月末残高807億円で、前年同期比36億円減少と大変厳しい状況ですが、本年度も夏期から特別キャンペーン貯金を展開するなど積極的な推進を行っており、9月末現在で定期貯金を約4億円、定期積金を約1億円獲得し、貯金量の確保に努めております。

○貸出金

貸出金は、9月末残高337億円で、前年同期比33億円減少いたしました。

近代化資金においては、魚類養殖業者への種苗購入・育成資金を中心に上半期24億円の対応を行いましたが増加には至らず、長引く景気低迷による販売不振等で漁業経営費および既往債務圧縮を優先する傾向となっております。



○財務収支

漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、資金量の確保及び効率的な資金運用並びに与信管理に努めた結果、上半期における経常利益は88百万円、当期剰余金は43百万円となりました。

また、自己資本比率は、「新BIS規制」に従った算定の結果、23.23%となり国内基準の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施案件である8%を大きく上回り、高い健全性を維持しております。

2. 事業方針

当連合会は、平成22年度より協同体構築への取り組みを推進し、平成24年9月末時点における代理店は40店舗となっております。平成24年度末までには信用事業実施漁協の移行を完了し、平成25年度より漁協と信漁連が一体となった「愛媛県らしい新しい浜の金融共同体」を目指します。

そして、会員と組合員からの資金需要に適切に応えることにより、水産業の振興及び漁村地域社会の発展に貢献できるよう県下漁協と一体となり事業展開いたします。

この事業方針を実現するために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

《 重点取組事項 》

- ①信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)確立への展開を行う為に、未決定漁協と協議を重ね信用事業譲渡を円滑に行います。
- ②貯金平残800億円を目標に「浜の暮らしを守る信頼の金融へ」の実現に向けた推進の展開を行いICキャッシュカードの獲得推進や年金受給口座の新規獲得等を取り進めます。
- ③貸出金平残340億円を目標に、会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応を進め漁業近代化資金を中心とした制度資金の推進を行います。
- ④内国為替の適切な対応を行うとともに、仕向超過限度の管理等決済リスクへの適切な指導等による安全かつ確実な取扱いに努めます。

3. その他

特筆すべき事項はありません。

4. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成24年9月末	平成24年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	488	422	66
危険債権	10,911	11,235	△ 324
要管理債権	216	218	△ 2
不良債権合計	11,615	11,875	△ 260
正常債権	22,157	22,856	△ 699

※平成24年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成24年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成24年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

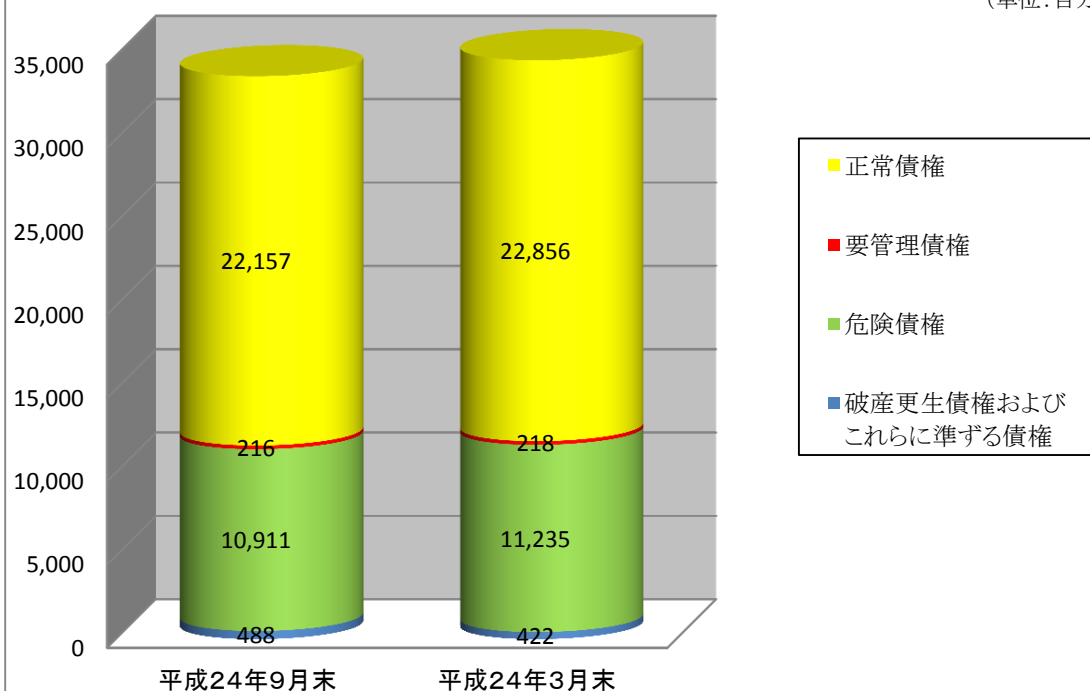
(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)



5. 単体自己資本比率

平成24年9月末	平成24年3月末
23.23%	23.41%

6. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成24年9月末	平成24年3月末
貯 金	80,663	82,436
貸 出 金	33,692	34,670
預 け 金	47,208	48,370
有 価 証 券	—	—